

評議員及び役員の報酬等並びに費用の支給基準に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本老人福祉財団（以下「財団」という。）定款第13条及び第31条に基づき、評議員及び役員の報酬等並びに費用の支給基準に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員 役員のうち、財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員 役員のうち、第2号に定める者以外の者をいう。
- (4) 役員等 役員及び評議員をいう。
- (5) 報酬等 職務遂行の対価として財団から受ける財産上の利益及び退職手当をいい、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用 役員等の職務遂行に伴い発生する交通費、通勤交通費、旅費（日当及び宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 財団は、役員等の職務遂行の対価として、次の各号に定めるところにより、報酬等を支給する。

- (1) 評議員については、評議員会等の開催の都度、これらの会議に出席した評議員に対する会議手当として、1日当たり2万円を支給する。
- (2) 役員については、定款第31条第1項の規定に基づき評議員会が決定した総額の範囲内で、次に定めるところにより、報酬等を支給する。
 - ア 常勤理事については、別表1に定める役位別俸給月額表に基づき理事会が決定した号俸の俸給及び役職手当として、代表理事は俸給月額の26%、常務理事は同22%、業務執行理事は同19%に相当する額を支給する。
 - イ 非常勤理事については、理事会等の開催の都度、これらの会議に出席した非常勤理事に対する会議手当として、1日当たり2万円を支給する。
 - ウ 非常勤監事については、理事会等の開催の都度、これらの会議に出席した非常勤監事に対する会議手当として、1日当たり2万円を支給する。ただし、監査等の業務を行った日については、1日当たり4万円を超えない範囲で監事の協議により決定した額の報酬を支給する。

2 前項第2号のアに定める報酬等の支給については、職員の例による。

(退職手当の支給)

第4条 常勤理事及び非常勤理事が退任又は死亡したときは、評議員会が決定した総額の範囲内で、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し、次の各号に定めるところにより、退職手当を支給する。

(1) 常勤理事の退職金算出方法は、次の算式による。

退任又は死亡の日の前日に受けていた俸給月額×1.6×在任期間

(2) 常勤理事が在任期間中に特に功績があった場合は、評議員会の決議により、前号の規定により算出して得た額の100分の20を限度として増額することができる。

(3) 常勤理事が在任期間中に財団に損害を与え、又は長期間(6ヵ月以上連続)の欠勤等功労が著しく乏しかった場合は、評議員会の決議により、第1号の規定により算出して得た額を減額し、又は支給しないことができる。

(4) 非常勤理事の退職金算出方法は、次の算式による。

5万円×在任期間

2 常勤理事及び非常勤理事の在任期間は、当該理事になった日の属する月から起算し、退任又は死亡した日の属する月までの月数によるものとし、1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

3 退職手当支給規程第7条及び第10条の規定は、第1項の退職手当について準用する。

(費用)

第5条 役員等が職務遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要する費用については前もって支払うものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

1. この規程は、一般財団法人日本老人福祉財団の設立の登記の日から施行する。

2. この改正は、平成26年7月1日から施行する。ただし第4条退職手当の支給については、平成27年4月1日から施行する。

別表 1

役位別俸給月額

役位	号俸	俸給月額	役位	号俸	俸給月額
業務執行理事	1	670,000円		10	971,000円
	2	795,000	常務理事	11	995,000
	3	817,000		12	1,020,000
	4	838,000		13	1,045,000
	5	860,000		14	1,080,000
	6	881,000	代表理事	15	1,120,000
	7	903,000		16	1,165,000
	8	925,000		17	1,215,000
	9	948,000		18	1,265,000